

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（令和八年群馬県条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械）

第三条 条例第二条第二号の再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 油圧ショベルその他これに類する機械で知事が定めるもの
- 二 フォークリフト（フォークその他の荷を積載する装置（この号において「フォークリク等」という。）を最も高く上昇させた場合における当該フォークリク等の高さが三メートルを超えるものに限る。）

（再生資源物屋外保管業の許可証）

第四条 知事は、条例第七条第一項又は条例第十一条第一項の許可をしたときは、再生資源物屋外保管業許可証（別記様式第一号）を交付するものとする。

（許可の申請）

第五条 条例第七条第二項の申請書は、再生資源物屋外保管業許可申請書（別記様式第二号）とする。

2 条例第七条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 三 再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 四 再生資源物屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し
- 五 条例第七条第一項の許可を申請する者（以下「申請者」という。）が再生資源物屋外保管事業場の土地の所有権（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- 六 申請者が条例第八条第三号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 七 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

- イ 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五の国籍等）の記載があるものに限る。以

下この項において同じ。)

申請者が条例第八条第三号ヲの未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の住民票の写し（その法定代理人が法人である場合には、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）並びにその役員の住民票の写し

八 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

定款及び登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）

役員の住民票の写し

ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあつては、その者の住民票の写し（その者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

九 申請者に第七条の使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十 次に掲げる事項を記載した標準作業書

イ 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画

油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法

ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法

ニ 屋外保管等をする場所から屋外保管等に伴つて生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法

ホ 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法

ヘ 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法

ト 当該事業に伴つて生じる廃棄物の処理の方法

チ その他知事が定める事項

3 条例第七条第二項第四号の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

一 金属スクラップ（保管物が金属のみの場合をいう。）

二 プラスチック類（保管物がプラスチックのみの場合をいう。）

三 雑品スクラップ（前二号に掲げる物以外の場合をいう。）

4 条例第七条第二項第五号の規則で定める保管の方法は、次に掲げるものとする。

一 保管物を積み上げる高さ

二 保管の作業の方法及び手順

三 積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力

5 条例第七条第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 破碎等の場所の位置及び面積

二 破碎等の種類及び方法

三 破碎等の作業の方法及び手順

四 破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力

6 条例第七条第二項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代

理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる事項

イ 役員の氏名及び住所

ロ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の

五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額

三 申請者に第七条の使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

四 条例第十六条の現場責任者の氏名及び連絡先

（生活環境の保全を目的とする法令）

第六条 条例第八条第三号ニの規則で定める法令は、次のとおりとする。

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十六号）

四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第一百三十八号）

五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

十一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）

（使用人）

第七条 条例第八条第三号チ及びワの規則で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、再生資源物屋外保管業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（保管物の保管の高さ）

第八条 条例第十条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管場所の周囲に設置した囲い（以下「保管場所の囲い」という。）がない場合又は保管場所の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

当該保管場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管場所の区画の境界線又は囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延

長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

二 保管場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）

直接負荷部分の上端から下方に引いた垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（この条において「基準線」という。）から当該保管場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管場所の当該三方以外の方向から、再生資源物屋外保管業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は再生資源物屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のものの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

（火災の発生又は延焼を防止するための措置）

第九条 条例第十条第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 第五条第三項第三号の雑品スクラップに区分される保管物（以下この条において「雑品スクラップ」という。）に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

二 雜品スクラップを保管する場所一区画当たりの面積を二百平方メートル以下とすること。

三 雜品スクラップを保管する場所が隣接する場合には、相互の間隔を二メートル以上とすること（隣接する場所に仕切りが設けられている場合を除く。）。

四 その他知事が必要と認める措置
(変更の許可の申請等)

第十条 条例第十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 再生資源物屋外保管事業場の所在地
- 二 再生資源物屋外保管事業場の敷地面積（当該面積を増大させる場合に限る。）
- 三 条例第七条第二項第四号に規定する保管場所の面積（当該面積を増大させる場合に限る。）
- 四 条例第七条第二項第五号に規定する保管物を積み上げる高さ（当該高さを増大させる場合に限る。）

五 第五条第二項第十号に掲げる事項（当該事項の変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない場合を除く。）

六 第五条第三項で定める区分

七 第五条第四項第三号に規定する機械の種類、数量及び能力（当該機械の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。）

八 第五条第五項第二号に規定する破碎等の種類及び方法並びに又は同項第三号に規定する破碎等の作業の方法及び手順（これらの破碎等をしないこととする場合を除く。）

九 第五条第五項第四号に規定する破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力（当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。）

2 条例第十一項第一項の規定による変更の許可の申請は、再生資源物屋外保管業変更許可申請書（別記様式第三号）を提出して行わなければならない。

3 前項の再生資源物屋外保管業変更許可申請書には、第五条第二項第四号から第九号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類のうち当該変更に係るもの添付しなければならない。

一 変更後の事業計画の概要を記載した書類

二 変更後の再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図

三 変更後の再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

四 第五条第二項第十号に掲げる事項を記載した変更後の標準作業書
(変更の届出)

第十一條 条例第十一項第三項の規定による届出は、再生資源物屋外保管業変更届（別記様式第四号）を提出して行わなければならない。

（廃業等の届出）

第十二条 条例第十三条の規定による届出は、再生資源物屋外保管業廃業等届（別記様式第五号）を提出して行わなければならない。

（標識）

第十三条 条例第十四条第一項に規定する標識は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上のものとしなければならない。

2 条例第十四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 再生資源物屋外保管業の許可の年月日及び許可番号

二 再生資源物屋外保管許可業者の氏名又は名称及び連絡先の電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

四 再生資源物屋外保管事業場の平面図

五 第五条第三項で定める区分

六 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの

七 破碎等をする場合にあつては、当該破碎等の種類

八 条例第十六条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第十四条 条例第十四条第二項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二 当該再生資源物屋外保管業者が管理するウェブサイトを有していない場合
(帳簿)

第十五条 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 再生資源物屋外保管業の許可の年月日及び許可番号

二 再生資源物屋外保管許可業者の氏名又は名称

三 再生資源物の取引の年月日

四 再生資源物の取引の相手方の氏名又は名称

五 取引した再生資源物の種類

六 取引した再生資源物(当該再生資源物と一体的に取引した物品を含む。)の数量

七 その他知事が定める事項

(帳簿の保存の方法)

第十六条 条例第十五条第三項の規定による帳簿の保存は、当該帳簿を再生資源物屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により作成された当該帳簿に係る記録を再生資源物屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法によるものとする。

(廃止の基準)

第十七条 条例第十九条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再生資源物及び当該事業に伴つて生じる廃棄物が保管されていないこと。
- 二 再生資源物屋外保管事業場の構造物が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全において支障を生じさせるおそれがないものであること。

(身分を示す証明書)

第十八条 条例第二十一条第二項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第六号)とする。

(市町村との関係)

第十九条 条例第二十五条第二項の告示には、指定する市町村の名称を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。
(経過措置)
- 2 条例附則第四項の規定による届出は、再生資源物屋外保管業届出書(附則様式)を提出して行わなければならない。

- 3 前項の届出書には、再生資源物屋外保管事業場ごとに、条例第七条第二項各号に

掲げる事項を記載するとともに、第五条第二項各号に規定する書類を添付しなければならない。